

政令第百五十五号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十四条の政令で定める金額を定める政令

内閣は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十四条に規定する政令で定める金額は、三十億円とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十六号から第九十四号まで」を「第五十七号から第九十五号まで」に改め、第九十四号を第九十五号とし、第五十六号から第九十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五十五号の次に次の一号を加える。

五十六 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十三条（同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による交付金

（内閣府本府組織令の一部改正）

3 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十九号を第五十号とし、第四十二号から第四十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四十一号中「第十四条第十二号」を「第十四条第十三号」に改め、同号を同条第四十二号とし、同条第四十二号を第四十一号とし、第三十九号を第四十号とし、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災

害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に關すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十四条中第二十一号を第二十二号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に關する法律の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に關する制度に關すること（他省の所掌に属するものを除く。）。